

関係条項	内容
	屋根軽量化工事費補助
第 5 条 (交付申請)	(添付書類) 1 様式第耐震部分 1 号 (耐震改修工事住宅概要書) 2 様式第耐震部分 2 号 (補助金算定・精算書) 3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明 (建築年月が記載されたもの) (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 4 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢 (生年月日) 及び所有者と申請者の関係が分かる書類 (所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等) 5 様式第耐震部分 3 号 (耐震工事事業計画書) 6 所得証明書の写し 7 住宅耐震改修に係る図書 (1) 付近見取り図 (方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 配置図 (3) 平面図、立面図 (耐震改修前後) (4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書 8 改修工事を実施する事業者の要件が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し (2) 兵庫県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類 (登録通知書) 9 様式第耐震 5 - 1 号 (耐震改修工事实績公表同意書) 10 委任状 (代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格 (建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号 (登録府県名等)) を記載したもの)

	(指定期日) 当該各事業に着手する前。
第9条第1項 (変更交付申請)	(軽微な変更) 補助金の額に変更を生じないもの(補助の対象となる住宅の変更を除く。)
	(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。
	(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第10条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等) 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
第11条 (実績報告)	(添付書類) 1 様式第耐震部分2号(補助金算定・精算書) 2 交付決定通知書の写し 3 様式第耐震部分4号(耐震改修工事実施確認書) 4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し等 5 様式第耐震5-2号(耐震改修工事实績公表内容報告書) 6 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの)
	(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の3月5日のいずれか早い日。
第21条第1項 (財産の処分制限)	(処分制限期間) —

関係条項	内容
	シェルター型工事費補助
第5条 (交付申請)	(添付書類) - 様式第耐震部分1号(耐震改修工事住宅概要書) - 様式第耐震部分2号(補助金算定・精算書) - 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し - 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 - 住宅の登記事項証明書 - 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) - その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 - 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢(生年月日)及び所有者と申請者の関係が分かる書類(所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等) - 改修後の住宅の居住者の全員が高齢者の場合、その居住者全員の年齢(生年月日)が分かる書類(居住者全員の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等) - 様式第耐震部分3号(耐震工事事業計画書) - 所得証明書の写し - 住宅耐震改修に係る図書 - 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) - 配置図 - 平面図(耐震改修前後) - その他耐震改修工事内容が確認できる図書 - 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの) (指定期日) 当該各事業に着手する前。
第9条第1項 (変更交付申請)	(軽微な変更)
	補助金の額に変更を生じないもの(補助の対象となる住宅の変更を除く。)
	(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。
	(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく

第10条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等) 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
第11条 (実績報告)	(添付書類) 1 様式第耐震部分2号(補助金算定・精算書) 2 交付決定通知書の写し 3 様式第耐震部分4号(耐震改修工事実施確認書) 4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し等 5 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの) (指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の3月5日のいずれか早い日。
第21条第1項 (財産の処分制限)	(処分制限期間) —